

議案第5号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「勤務の都度」を「毎月末日までに前月分を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特に必要と認めた場合は、当月分をその月末までに支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(支給方法)</p> <p>第3条 日額による報酬は、<u>勤務の都度</u>支給する。<u>ただし、勤務の都度支給することについて支障のある場合は、別に定める方法により支給することができる。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第3条 日額による報酬は、<u>毎月末日までに前月分を支給する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、当月分をその月末までに支給することができる。</u></p> <p>2～4 略</p>